感染症届出のオンラインでの報告にご協力ぐださい

1 届出のオンライン報告が法定化されています

2025年9月改定

感染症法により、患者の届出は、『感染症サーベイランスシステム』で行うことが定められています。

全ての医療機関(下記を除く)

システムにより届出を <u>行うよう努めなければならない</u>

特定·第一種·第二種 感染症指定医療機関 システムにより届出を **行わなければならない**



2 感染症サーベイランスシステムについて

- 1 感染症サーベイランスシステムとは
 - 定点把握疾患の週報・月報(定点報告)や全数把握疾患の発生届(全数報告)の情報を 医療機関・保健所・都道府県等の関係者間で、オンラインで共有する国のシステムです。
 - インターネットに繋がったパソコンやタブレットで利用可能です。
- 2 推奨するシステムの利用環境

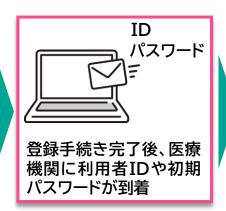




ご使用されるパソコンやタブレット等には、ウイルス対策ソフトを導入するなど、適切な情報管理の運用をお願いします。

- **3** システムを利用するまでの流れ
 - 感染症サーベイランスシステムを利用するには、利用者ごとにアカウント登録が必要です。







利用者アカウントの登録申請について

- 利用者アカウントは、医療機関所在地を管轄する保健所でへ登録申請してください。
- 定点報告と全数報告はログインアカウントが異なります。定点医療機関で全数報告を行う場合は、 同一利用者であっても定点報告用と全数報告用のアカウント登録が必要です。

アカウント種別	登録申請先	申請方法
定点報告用	医療機関所在地を 管轄する保健所	Excelの利用申請書の提出(メール送付)等が必要です。 詳しくは、保健所のホームページをご覧ください。
全数報告用		

申請後、保健所で利用者アカウントの登録手続きが完了次第、利用者IDや初期パスワードを発行 ※初回ログイン時のみ、初期パスワードを任意のパスワードに変更する必要があります。

(1)

2

よくある質問



利用申請に関するホームページの調べ方はは

利用者は医師である必要がありますか?

利用者は必ずしも医師に限定されません。ただし、 感染症法上、以下の方に届出義務が課されている 点にご留意の上、適切に利用者を決めてください。

- 定点報告:定点医療機関(指定届出機関)の管理者
- 全数報告: 医師

Q

利用者は複数名登録できますか?

複数名登録できます。複数名いる場合は、院内の 利用者情報を取りまとめる利用管理者を決めてい ただき、利用管理者からの申請にご協力ください。 医療機関所在地の管轄保健所により異なります。

政令市・中核市保健所の場合

大阪市·堺市·東大阪市·高槻市·豊中市・ ┃ 枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市保健所 ┃

- ➡ 該当市のホームページ をご覧ください
- ●●市 感染症サーベイランスシステム

①以外の保健所の場合(以下の保健所)

池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・ L 和泉·岸和田·泉佐野保健所

大阪府ホームページ をご覧ください

大阪府 感染症サーベイランスシステム

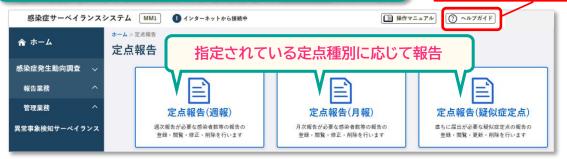
利用者ID発行後からログインまでの流れ

① インターネットに接続し、感染症サーベイランスシステムのログインページにアクセスしてください。

② 発行された利用者IDと初期パスワードを入力の上、アカウント申請時に選択した二要素認証(メール・ SMS・電話)でログインしてください。

定点報告用アカウントでログインしたときの報告画面(イメージ)

ヘルプガイド (ヘルプデスクの連絡先も掲載)



■ システム操作に関するお問い合わせ

厚生労働省が開設するシステムヘルプデスク(平日9:00~18:00)へ電話またはメールをお願いします。 ※連絡先は一般公開されていません。システムログイン後の「ヘルプガイド」ページ最下部に掲載しています。